

令和2年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和2年6月12日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第38号 宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて

議案第41号 宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第42号 宇治田原町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 第1四半期の事業執行状況について

○福祉課所管

○介護医療課所管

○健康児童課所管

日程第3 各課所管事項報告

○介護医療課所管

・国民健康保険税当初賦課状況について

・介護保険料当初賦課状況について

○健康児童課所管

・地域子育て支援センター事業（令和元年度事業報告）（令和2年度事業計画）について

日程第4 第1四半期の事業執行状況について

○学校教育課所管

○社会教育課所管

日程第5 各課所管事項報告

○社会教育課所管

・総合文化センター等施設利用の減免規定見直し等について

日程第6 その他

1. 出席委員

委員長	6番	原田周一	委員
副委員長	10番	浅田晃弘	委員
	1番	山内実貴子	委員
	2番	山本 精	委員
	4番	垣内秋弘	委員
	8番	松本健治	委員

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
教育長	奥村博巳君
健康福祉部長	黒川 剛君
教育部長	野田泰生君
福祉課課長補佐	廣島尚夫君
介護医療課課長補佐	塚本 吏君
健康児童課長	立原信子君
地域子育て支援センター所長	青山晃子君
学校教育課長	岩井直子君
社会教育課長	清水 清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

今日ですか、地方紙見ていますと、本町の定額給付金が昨日の委員会で報告されて、ほぼ95%振り込みが完了したということで、職員さんの本当に努力に対して、改めて感謝申し上げたいと思います。まだ残り一部、未申請あるようですけれども、引き続き漏れのないようによろしくお願いいたします。

それと、また6月1日から学校のほうも平常どおり授業開始ということで、宇治田原のほうも何とか以前の様相に戻りつつあるということですが、まだまだ世間ではコロナのほうも第2波、第3波ということも言われていますので、今後も皆さん方、体には十二分にお気をつけいただいて、お過ごし願いたいと思います。

本日は文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただきありがとうございます。座らせていただきます。

本委員会は6月4日の開会日に上程され、付託されました議案第38号、議案第41号、議案第42号の3議案の付託議案審査及び第1四半期の事務執行状況並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等ありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、6月定例会開会中におきます文教厚生常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。原田委員長と、また浅田副委員長のもと、また各委員にはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

宇治田原も6月に入って、ちょうど1週間ほど前から田原川にも蛍が飛び交う、このような時期になってきたところでございますけれども、そういった中で6月10日に近畿地方に梅雨入りが宣言されたということで、非常にこれから本当に雨のシーズンの到

来ということで、いろんな角度から心配するところであり、防災対策についてはしっかりとやっていかなければならない、こういうふうに思っているところでございますけれども、昨日も早速関東で局部的な豪雨により河川が増水したと、このような事例もございますので、そういった点もしっかり対応していきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中で、新型コロナウイルスの感染対策については、非常事態宣言は一旦終わっておりますけれども、まだまだ予断を許さないというような状況が続いている中で、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。また併せまして、先日も一般質問をいただきましたが、そういった新型コロナウイルスの感染防止に伴う避難所のこういう部分についても、早急に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中、新型コロナウイルスもなかなかまだ収束の目処が立たないという中で、我々も職員一同、しっかりと対応していきたいという中においても、今、宇治田原町においては感染者が0ということで、宇治田原町の住民の皆さん、もちろん代表である議会の皆さんの本当にこうしたそれぞれの3密を避けた、そういう中でのことがあって、このように実っているんじゃないかということで、こういったところについても改めて感謝を申し上げるとともに、我々職員もそういったことのないように、日頃からのそういう生活面においてもチェックする、これが一番大事かというように思っております。これをしっかりとこれからも続けていきたいというふうに思います。

こういう季節でございますので、一日も早くマスクを取れる日がいつ来るのかなというふうに思っておりますけれども、6月から子どもも学校のほうに元気に行っている。そういう中では、新型コロナウイルスの対策をしっかりする中で、しっかりまた子どもの教育を進めていただく、これが重要だということで、元気に子どもたちが学校に通っている、こんな状況でございます。また、引き続いていきたいと思っております。

また、先ほど委員長からもお褒めのお言葉いただきましたけれども、5月14日に臨時会を開催いただきまして、ご可決いただきました議案につきましては、職員が一丸となって取り組んでまいりました。そういう中で約95%の方々に1人10万円の給付が終わっており、特に今のところ問題なく、これといった、例えば間違っただとかということはない、全て今のところ順調にしていることを申し上げたいというふうに思っております。そういうことも踏まえまして、今後もしっかり対応していきたいというふうに思っております。

そういう中で、議会のほうもこうしたご配慮をいただいて、我々職員に対しましても、出席の説明員のご配慮をいただいていることにも感謝を申し上げたいというように思っております。

その中で、今日はちょっと大変申し訳ないんですけれども、介護医療課長の廣島が体調不良で欠席させていただいておりますけれども、代わりに課長補佐の塚本が出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

そういう中で、ちょっとお時間をいただきまして、本年4月1日付で職員の人事異動を行いまして、その中で本会議に出席させていただいている職員につきましては、臨時会のときにご紹介をさせていただいたところでございますけれども、文教厚生常任委員会のほうに出席させていただいており、初めてでございますので、私のほうから紹介を先にさせていただきたいと思います。

福祉課の課長補佐の廣島尚夫でございます。

○福祉課課長補佐（廣島尚夫） 廣島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山下康之） どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日は付託議案審査が3件と、それと第1四半期のそれぞれの事業執行状況、また併せまして、各課のほうから所管事項の報告をいろいろさせていただくというように思っておりますので、どうぞよろしくご審査を賜り、ご可決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

最後に、これからこういった梅雨の大変な時期でございますけれども、委員各位におかれましては、お体には十分ご自愛をいただきまして、今後もますますご活躍をされますよう心からご祈念申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とお願いに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第38号、宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。黒川福祉部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第38号、宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定するについてご説明を申し上げます。

新庁舎完成に伴いまして、現在の保健センターが移転することになります。保健センターの跡地をふれあい福祉センターと新たな名称をつけ、また施設の一般貸し出しに必要な事項を定めようとするものでございます。

名称をふれあい福祉センターというふうにしたのは、昨年12月の全員協議会におきまして、公共施設の跡地利用についてご報告をさせていただいたところでございますけれども、保健センターにつきましては、シルバー人材センターの事務所として活用するといったことの方角性を出させていただいております。また、現在、調理室を活用した配食サービスなど福祉活動の拠点として利用していただいております、引き続き福祉的な活用をお願いしていきたいと、そういった施設として活用していきたいという思いから、ふれあい福祉センターという名称にさせていただいております。

施行日につきましては8月1日としておりますが、7月27日に新庁舎が移転、開庁後にスムーズに移行できるように予定をしているところでございます。

なお、指定管理につきましても、現条例の中では指定管理を行うことができるという規定をさせていただいておりますけれども、必要な予算措置を9月議会にてお願いし、12月1日から実際的には指定管理を運営していきたいというふうに考えているところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 福祉センターなんですけれども、先日、ちょっと寄せて、見させてもらったんですけれども、1階、2階ということであると思うんですけれども、福祉センターということなんですけれども、1階から2階へ車椅子で上がったときに、1人で上がれないような、上がれるようなことになっていないと思うんです。その辺のことについては、今後どうされるのかなというふうに思うんですけれども。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 前回12月のときに、施設の活用につきましてですけれども、現状のまま活用させていただきたいというご説明をさせていただきました。基本的には現状の施設、現施設のままで利用をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 現状のままだということなんですけれども、実際、使えるような形を考えていただきたいなというふうに思っていますけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 今現在は保健センターといたしまして利用しておるところでございますけれども、実際に車椅子を利用された方が2階にという現状もございませんし、障がいをお持ちの方ですと付添いをさせていただいて、2階へどうしても上がっていくような場合には対応させていただいておりますので、そういった対応でいきたいというふうに考えてございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） できる限り使いやすいようにして行ってほしいなと思います。

それと、そのとき見させてもらったんですけども、1階と2階に女子トイレが2つあったんですけども、両方とも1つずつが使用停止というか使えなくなってるんですけども、その辺のことはどうでしょうか。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） その件につきましても、先ほどと答弁、かぶってしまうんですけども、現在、保健センターで各種事業をさせていただいております、複数の方々にお越しいただきトイレの利用等もしております。また、今現在、保健センターには女子職員が非常にたくさんおりますけれども、そうした中で若干の不便はございますけれども、大変支障になっているということでは実情ございません。また、状況を見ておりますと、便器の不具合ではなく、配管といいますか埋設管のほうに不具合があるというような状況でございますので、うちの上下水道課のほうで現状確認いたしましても、大変大規模な改修工事が必要になってくるというふうな実情がございますので、申し訳ないですけれども、現状のままという形で要求しているところでございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

できたら、これに関しても、何とか使えるような状態を追求いただきたいと思います。よろしく。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） それでは、ちょっと確認しますけれども、使用料等の中で「社会福

社団体が主催する行事等については使用料を減免できることとします」と。この社会福祉団体という定義ですね。この組織の範囲とか、あるいはまた組織名とか分かれれば、大体のところを教えてください。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 私どもが想定しておりますのは、いわゆる社協さんにボランティア登録されている、ボランティアの活動をしていただいております福祉の団体様ですね。そういった形ですとか、あと具体的な例を申し上げますと、民生児童委員協議会さんなんかですとか、食生活改善推進員協議会の皆様方、そういった方々を想定しているところでございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 最終的には管理していただく組織の中でもう判断するのか、あるいはまた行政の中で判断していくのか。もしか申し込みがあれば。そこら辺はどうなんですか。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 今回の条例第8条のところですね。使用料の減免ということで、町長が判断すると、減免することができるという形で書いてございます。定型的といいますか、今申し上げましたような団体につきましては10割減免ですよ。あと色んな団体さんが今後出てくるかもしれませんので、そのときには指定管理者の方々と町のほうに判断を仰いでいただくという形での運用になっていこうかなというふうに考えてございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 分かりました。

この使用料の中で時間当たりの使用料と、表にして出されておりますが、午前9時から5時まで、要するに8時間ですね。午後6時から10時までということで、8時間と4時間と時間的には対比して書いているんですが、ただ5時までの分が安くて、6時以降が値が高いと。ここら辺の取り決めた背景とか、またどういうふうな根拠があつてこういうような形にされているのか。

○委員長（原田周一） 塚本課長補佐。

○介護医療課課長補佐（塚本 吏） 垣内委員ご質問の件でございますけれども、施設につきましては同じところを使つていただくわけでございますけれども、昼間につきましては指定管理者さんが対応をいただくというふうな中で、午後6時から指定管理者が

いなくなりますので、夜間の管理をいただく方をお願いをすることで賃金等も発生してまいりますので、その分を上乗せさせていただいておる状況でございます。以上でございます。

○委員（垣内秋弘） 分かりました。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） それで、目的については、地域における福祉活動の拠点とするというようなことで書かれておりますが、使用頻度も大体、おおよそどれぐらいの頻度を利用していただけるのかという思いはどんな感じでしょうか。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） まだ、この施設を転用して、いついつから利用開始できますよという形のことを住民の皆様方にお知らせできておりませんので、どれだけのニーズが今あるのかなというのは、ちょっと申し訳ないですけども、現在、把握できてございません。

総合文化センターなりやすらぎ荘を利用されている方の、こちら側へのシフトというものもあるかなというふうに思っておりますし、小学校、中学校の調理室を使っているような団体さんもございますので、そういった方は保健センターのほうに移行されるのかなというふうには想定はしてございますけれども、具体的な利用人数の想定というのは、申し訳ございませんが、今現在できていないところでございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 分かりました。

それで、各研修室、和室、調理室等々あるわけですけども、その部屋におけるいろいろな機材とか備品、そういったものについては、事前にきちっとした形で揃えておくと、揃っているということでもいいんでしょうか。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 保健センターで今現在、使用しているもので、そのうち新庁舎に移転するもの、また残しておくものというのがございます。シルバー人材センターの方々にも現地を確認していただきまして、シルバーさんが使うようなものにつきましては十分足りているであろうというふうに思っておりますし、会議室、研修室2ですと、図面つけさせていただいております、研修室1、2、また2階のほうにつきましても、基本的には今、現存するものが、残っているものが、残しておくものがございますので、それで一定の利用については支障がない範囲で残っていくというふうに考えてご

ございますけれども、実際、運用していく中で、もし不足するようなものがございましたら、その折にはまた検討させていただいて、補正なりお願いしていくことが、もしかしたらあるかなというふうを考えているところでございます。

○委員（垣内秋弘） 結構です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますもので、質疑はこれにて終了いたします。

直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第38号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第38号、宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、議案第41号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げます。併せて資料のほうもご覧ください。

宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例につきましては、センターの施設移転に伴いまして、当該施設の所在地に係る規定を改めるものでございます。所在地につきましては、現在の宇治田原町大字贅田小字船戸63番地から、新しく宇治田原町大字立川小字坂口18番地-1に移転されることから、そちらの位置の変更を行います。

施行期日につきましては、令和2年7月27日の新施設の供用開始日といたしており

ます。説明については以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 新しい場所に移転ということで、場所に地番を替えるということな
んですけれども、この場所というのは、以前から指摘しているように軟弱地盤であって
地盤沈下も考えられる。また大きな地震があったときにもどうなるか分からんというよ
うなこともありますので、そういうことで賛成できないということだけ、意見だけ言っ
ておきます。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第41号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手多数。よって議案第41号、宇治田原町地域子育て支援セン
ター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どお
り可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、宇治田原町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、議案第42号、宇治田原町立保健センター設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明申し上げま
す。こちらのほうも資料のほう、ご覧ください。

本条例につきましては、宇治田原町立保健センターの施設移転に伴いまして、当該施
設の所在地に係る規定を改めるとともに、使用料に係る規定がございましたので、そち

らを削除するものです。

改正の内容につきましては、施設所在地の変更としまして、先ほどの支援センターと同じく宇治田原町大字贅田小字船戸63番地より、宇治田原町大字立川小字坂口18番地-1と改めさせていただきます。

また、貸館のための使用料に係る規定がございましたので、そちらのほうを削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年7月27日、新施設の供用開始日と併せていたしたいと思っております。説明につきましては以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特にないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第42号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手多数。よって議案第42号、宇治田原町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、6月18日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月16日火曜日午後5時までに議長宛て、提出してください。

日程第2、第1四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

各課より、変更箇所について説明を求めます。

まず、福祉課所管について説明を求めます。黒川健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） それでは、お手元の事業執行状況第1四半期につきまして、福祉課所管についてご説明を申し上げます。変更等につきましてご説明いたします。

1点目、障がい者基本計画等推進事業費でございます。これにつきましては、会議をもう少し早めに実施していきたいというふうに考えてございましたけれども、新型コロナウイルスの感染予防の観点からそういった調整ができなかったということで、会議の開催が遅れているというところでございます。別紙のほうに変更後という形で赤字で書かせていただいておりますけれども、6月には委員さんを推薦させていただき、7月に第1回目の会議を実施していきたいと考えてございます。

続きまして、4点目でございます。障がい者コミュニケーション支援事業費でございます。こちらにつきましては、素案作成というふうに書いてございますが、手話言語条例に関する条例の素案のほうを別紙でお配りをさせていただいております。こちらにつきまして、詳細のご説明をさせていただきたいと思っております。

手話言語に関します条例におきましては、今年1月に開催いただきました文教厚生常任委員会におきまして素案を提示させていただきました。手話を言語として普及させていくという理念を継承しながら、手話以外のコミュニケーション手段についても広く認識していただき、普及することが望ましいのじゃないかといった視点、また施策の推進に関する具体的な取り組み方法につきまして明確にしていくことと、大きく2つの視点から精査をさせていただいたものが本日提出させていただいているものでございます。

別紙の概要のほうをご覧いただきたいんですけれども、第2条では、前回同様、言語としての手話といったものを位置づけてございます。障害者の権利に関する条約というのがございまして、その第2条において、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」というふうに明記されてございます。条例第2条第1項に手話を言語として位置づけるとともに、新たに第2項にコミュニケーション手段としての、それ以外のものといいますか、要約筆記ですとか点字、筆談、実物または絵図と、重度障がい者の方々が用いられる意思伝達装置といったものをコミュニケーション支援という形で明記をしてございます。

また、障がい者の定義につきましても、障害者基本法第2条の規定を引用し、条例における障がい者を明確にしてございます。

第3条の基本理念では、手話をはじめといたします様々なコミュニケーション手法を障がいの特性に応じて選択することができ、利用が図れるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、お互いに尊重し合える社会の実現を図っていくと、目指していくというふうに規定をしているところでございます。

第4条から第6条につきましては、町、住民、事業者の責務といったものをそれぞれ規定してございます。

第7条でございますけれども、第7条では施策を立案し、推進するための方策について規定しております。3カ年を計画期間として策定し、本年度につきましても、ちょうど改定の年となっておりますけれども、市町村障害者計画を策定する策定委員会、先ほど7月に開催予定と申しあげましたけれども、策定委員会におきまして、第7条の第1号から第4号に規定する項目を議論し、目的達成のための施策をその計画の中に位置付けをしていきたいというふうに考えてございます。

この計画につきましては、3年を一つの期間としてございますので、定期的に見直すことができるものでございますので、必要に応じまして施策を常に検討していくと、こういった形で実現していきたいと考えてございます。

また、障がい者基本計画の策定委員会のメンバーでございますけれども、学識経験者、大学の先生ですけれども、そのほか障がい者団体、サービス事業者、相談支援事業所、あと当事者のご家族の方等々が参画をしてございますので、幅広くご意見を頂戴できるというふうに期待しているところでございます。

今後の制定までのスケジュールでございますけれども、本日の素案を基に来週から素案の公表をさせていただきますして、住民の皆様方の意見を頂戴するパブリックコメントを実施していきたいと思っております。並行いたしまして、昨年よりご意見を頂戴しております当事者の方、ボランティア団体の方にもお声掛けをさせていただきますして、素案に対するご意見をお願いしていきたいと考えてございます。

来月には障がい者基本計画の策定委員会を開催予定してございますので、会議の場におきましてご議論賜りまして、素案から案へと進めてまいりたいと考えております。案のほうが確定いたしましたら9月の定例会に上程し、議会でのご審議をお願いしたいというふうに考えてございます。説明としては以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。松本委員。

○委員（松本健治） ただいま素案についてのご説明いただきまして、かねてから経過の

ある内容でございますけれども、前回の1月のたたき台から非常に大きく内容的にも充実した形で、いろんな面に配慮した形の中で整理をいただいたんですが、それについて非常に感謝したいというふうに思います。

申し上げましたように、2年ほど前にこういう話を出して、随分検討いただいたんではありますが、多少、皮肉交じりに、こんな形で実際はパブリックコメントに運ぶ段取りをつけていただいたことについては、本当に重ね重ねありがたいなというふうに思っています。

障がい者の、特にこういう聴覚の方々については、私も、あまり接触させていただく機会がなかったんですけれども、非常に苦勞されている。そういう現状を見たことから今回の話を提起させていただきました。前にも言いましたように、いろんな宇治田原町の現状から見て、やはり何らかのインパクトのあるやつを打たんことには、本人たちもそうでしょうし、非常に苦しい点があるわけです。

共生社会である町を組織するいろんな皆さん方に対して、こういうようなアピールをする、そういう内容からいうと、非常にこの形、素案というのは非常にいいものを作ってもらったというふうに思うんですが、特に住民に対して責務と役割はどうだ、事業者の役割はどうだ、こういうふうに細かく書かれています。町の責務はその上に立ってどうするかという部分があります。この辺については、今後、パブリックコメントの状況を見た中で、その内容も含めて、実質、魂を入れて運用できるように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

その辺について、支援の皆さん方、これについてはまたその後を含めて調整をなさるということによろしいですね。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 実は、今日午後から社協さんのボランティアさんのほうと一緒にこの素案について提示させていただきまして、意見交換を既に予定をさせていただいております。パブリックコメントは1か月間弱になってしまうんですけれども、実施させていただいて、その概要につきましては来月開催予定させていただいております委員会にも、こういう形でご意見がありました、それに対して町はこういうふうに考えていますという形のご報告もさせていただければなというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） ぜひこれらの皆さん方に対する、ご意見調整等含めて対応お願いし

たいと思います。

しかし、途中段階でありましたけれども、単なる精神条項ではなくて、やはり内容のある、そういうことでございますので、実質、運用する中で基本的な考え方だけじゃなくて、その辺も含めて立ち上げるようにぜひ進めていってほしい、これは要望でございます。ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） ただいまのご意見でございますけれども、条例の中でも現在持っております、こういった障がい者基本計画というのがございますので、その中で手話の普及ですとか、そういった障がい者のコミュニケーションに関します、具体的に町ができるようなことにつきまして、具体的な施策をこの中に落とし込みまして、それを我々行政がするもの、また地域の方々にご協力いただくもの、事業者の方々にも、例えば筆談ボードを導入していただくとか、そういった形での具体的な施策に展開をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 1点言い忘れてた。この中で事業者の役割というのを新たにしっかりと書いていただいているので非常に結構だなというふうに思いますが、随分、やはりそれぞれの事業者によっても対応、現時点、正直なところほとんど対応されていないところから進んでいるところがありますので、この町内の中でもそれだけ開きがありますので、障がい者の皆さん方というのはそれぞれに、普段気軽にこう行けるようになる、それが共生の社会実現ですから、ぜひその辺の事業者に対しての説明、これは新たに挿入されましたので本当に結構だと思います。単なる、今まで「町民の窓」にちょっと書いてましたとか、啓発活動ということでちょっと入れていますという程度ではなく、やはり集まっていただいて、ぜひその辺のレベルを少しでも上げるようお願いしたいなと思います。その辺どうですか。

○委員長（原田周一） 黒川福祉部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 町内の金融機関等に確認して、確保していただいておりますけれども、先ほど申し上げました筆談ボードを設置していただいているところですか、音を大きくするような拡張超音波ですね、補聴器みたいなものですか、そういったものを実際に配備されている事業者さんもあれば、全くそういったものがなくて、筆談、紙で書いてもらってやり取りしているといった事業所の方もいらっしゃいます。

それぞれの事業される中で、それで一応対応できているんだというふうな認識ではご

ございますけれども、もう少し支障なくというんですか、円滑に、先ほどの条例の中にもコミュニケーション手段を選択できる機会を確保するんだという形でも書かせていただいておりますので、筆談、全て書いてください、全部書いてくださいよというんじゃないで、いろんな選択ができるような形の施策につきましても今後検討して、それを事業所の皆様方にも協力を要請していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（原田周一） 私からも1点。やはり公平・公正、障がいの方、そういう声は以前から私も一部聞いているところもでございます。できる限り、そういう形で進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

ほかに。浅田副委員長。

○副委員長（浅田晃弘） いい、充実したものになってきたなと思って喜んでおります。それと、先ほど可決すべきものということで、福祉センターの管理というようなことでもございました、設置管理ですね。条例がこの委員会で可決すべきものということで賛成したわけなんですけれども、福祉センター、やはり事業者のモデルとなるように、いろんな意味で先取りして行っていただきたいと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○委員長（原田周一） 黒川部長。

○健康福祉部長（黒川 剛） 今、浅田副委員長のほうからご指摘いただいたとおりだというふうに思っております。高齢者の方々が普段、シルバー人材センターとして入っていただいておりますけれども、やはり耳の聞こえにくい方、また目の見えにくい方、細かい字が見えない方という方もいらっしゃるし、福祉活動の拠点だというふうに銘打って条例を制定させていただいておりますので、そこで支障があるというのではちょっと看板倒れになってしまうということで、ちょっと恥ずかしい思いをさせてもらうこととなりますので、今いただきましたご意見は真摯に受け止めさせていただきまして、具体的な道具といいますか用具の支援ツールを導入していきたいというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 浅田副委員長。

○副委員長（浅田晃弘） 本当にいいモデルになるようにしっかりと取り組んで行っていただきたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですので、福祉課所管の質疑を終了いたします。

次に、介護医療課所管について説明を求めます。塚本介護医療課長補佐。

○介護医療課課長補佐（塚本 吏） それでは、介護医療課分の第1四半期事業執行状況変更分につきましてご説明させていただきます。

4月の一般介護予防事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止により、やむなく4月、5月を中止してまいりました。6月から再開させていただいたことによるもので、朱書きの部分が記載されておるものでございます。

実施の際につきましては、検温、手指の消毒、咳エチケット、また使用物品のアルコール消毒、参加者同士の間隔を取るなど十分な対策を実施させていただいておるところでございます。説明につきましては、短いですが以上でございます。

○委員長（原田周一） ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですので、介護医療課所管の質疑を終了いたします。

次に、健康児童課所管について説明を求めます。立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 続きまして、健康児童課所管分の事業執行状況変更分につきましてご説明申し上げます。

1つ目、保育所体づくりデ茶レンジャー育成事業費でございます。こちらのほうも新型コロナウイルスの緊急事態宣言の発令の状況も踏まえまして実施を見合わせておりましたが、6月に入りまして、運動教室、サッカー教室のほうの実施を開始いたしました。また、今年度に新たに実施いたします体育遊び遊具の導入、職員研修等も進めてまいりたいと思います。運動教室、サッカー教室の実施に当たりましては、コロナの感染予防の対策を十分に行い、基本、十分の密の解消ができる園庭で実施することを想定しております。

続きまして、5番目、各種がん検診事業費でございます。こちら具体的なスケジュールの変更はございませんが、次期以降の予定のところに記載させていただいていたチラシの折り込みの内容がちょっとわかりにくかったものですから、変更して、変えております。

7月に広報紙のチラシを折り込みしますのは、前立腺がんの個別通知をと予定しております。8月、広報紙の折り込みにおきましては、秋以降に実施いたします肺、胃、大腸、また乳、子宮のがんの通知を行いたいと思っております。また8月中旬に各区、自治会でのチラシの回覧をご依頼させていただく予定としております。こちらは、前回お配りさせていただいた一覧をまた参考に資料としてつけておりますが、現時点では各種

がん検診につきましては実施を予定しておりますが、今後の状況を踏まえまして、実施の有無、また内容についての検討を求められていく状況があると思いますので、十分に状況を踏まえまして、また適切に対応していきたいと思っております。

続きまして、6つ目、子育て世帯への臨時特別給付金事業でございます。こちらは5月補正でご承認いただきました新たな事業として新規で付け加えております。こちらのほうは5月補正の3ページも併せてご覧ください。こちらに関しましては、新型コロナウイルスの対策としまして、国のほうが影響を受けている子育て世帯への生活を支援するということで、児童手当受給者に1万円分、児童1人当たり1万円分の上乗せという新たな給付を行うものです。こちらのほうは、公務員以外につきましては、6月10日の6月期分の児童手当の支給日の同日にもう既に振り込みを終わっております。

今後は、6月から公務員の皆様の申請の受け付けを開始しておりまして、こちらのほうは申請を受け付け次第、順次着実に振り込みということで予定しております。ほとんどが公務員以外の方でございますので、既に大半の方につきましては支給が終わっているという状況です。説明につきましては以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですので、健康児童課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第1四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

日程第3、各課所管事業報告についてを議題といたします。

まず、介護医療課の国民健康保険税当初賦課状況について説明を求めます。塚本課長補佐。

○介護医療課課長補佐（塚本 吏） それでは、介護医療課所管の国民健康保険税当初賦課状況についてご報告させていただきます。

A4縦置きの1枚物、両面刷りのものを資料をご覧ください。

住民税賦課及び介護保険料賦課に続きまして国民健康保険税賦課作業を実施させていただき、昨日6月11日に納税通知書を送付させていただいたところでございます。

まず1つ目、賦課状況でございます。

当初賦課額の表をご覧ください。医療分が賦課後の数字でございますけれども、1億3,336万4,800円、介護分が2,237万7,400円、後期高齢者支援金分

が5, 418万9, 000円でございます。なお、介護分を除きまして、医療分、支援金分は基準所得額の大幅な減額及び世帯数、被保険者数の減少によりまして、予算積算時の額から大きく減少しておる状況でございます。

その下、昨年度との比較を載せさせていただいております。医療分を例に説明させていただきます。

横軸項目で、1人当たり所得額をご覧ください。医療分につきましては、前年度比較で5万1, 976円の減となったところでございます。1人当たりの調定額が、令和2年度6万3, 386円、前年度比較2, 579円の減というふうなことになってございます。

その下、一番下の表でございますけれども、参考としてご覧いただけましたら幸いです。全てにおきまして、昨年度比較で減少しておるところでございます。その要因といたしましては、社会保険の適用拡大、それから後期高齢者医療制度への移行によるものが考えられるところでございます。

続きまして、裏面のほうをよろしく申し上げます。

2つ目、令和2年度税制改革による影響でございます。先般、開会の第1回臨時議会におきまして条例改正、専決処分につきましてご承認いただいた関係でございます。賦課限度額の拡充ということで、高所得者層に負担を求めるため、限度額の改正がなされておるところでございます。

1つ目の表でございますが、医療分で申し上げますと、前年度比較2万円の引き上げがなされておるところでございます。介護分につきましては、前年度比較1万円の引き上げがなされておるところでございます。支援金分につきましては、据え置きというふうになってございます。

その下、限度額超過世帯及び超過額の前年比較を載せさせていただいております。

その下、軽減措置対象者の拡充ということで、低所得者世帯の負担軽減を図るため減額措置でございます。総所得金額が表の所得判定基準以下の世帯に対しまして、5割軽減、2割軽減となるものでございます。5割軽減のところを見ていただきますと、28万円だったものが28万5, 000円ということで5, 000円の引き上げ、2割軽減では51万円だったものが52万円ということで1万円の引き上げというふうになってございます。

その下、軽減世帯数及び軽減額（医療分）の前年度比較を載せさせていただいております。なお、軽減世帯につきましては、当初賦課時点で所得の未申告世帯がでございます。

その世帯につきましては減額されていないため申告勧奨を納税通知に同封させていただいておりますので、今後、減額世帯数は増加する見込みとなっております。説明につきましては以上でございます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、介護保険料当初賦課状況について説明を求めます。塚本課長補佐。

○介護医療課課長補佐（塚本 吏） 続きまして、介護保険料当初賦課状況についてご報告させていただきたいと思っております。

A 4 横、1 枚物の資料をご覧ください。

こちら先ほど国保税と同様に、昨日6月11日に納税通知書を送付させていただいております。また、先般の臨時議会におきまして、条例改正の専決処分におきましてご承認いただいた部分が、表の第1段階から第3段階までが保険料の軽減強化の対象になっている部分でございます。算定方法の割合に軽減がかかっているところでございます。

表の一番下をご覧ください。対象者65歳以上の第1号被保険者数が令和2年度では2,801名、右側が令和1年度2,773名ということで、28人の増というふうなことになってございます。

表の下をご覧ください。賦課合計額が令和2年度、1億8,322万9,000円、令和元年度と比較をいたしますと312万2,500円の減というふうになっておるところでございます。記載をしておりますけれども、1人当たりの保険料でございます。令和2年度が6万5,415円、令和元年度と比較をいたしますと1,787円の減というふうなことになってございます。

また、表に戻りますけれども、前年比較で一番多く増加した段階が第2段階でございます。21人の増というふうになっております。また、同じく表、一番多く減少したものが第7段階で13人の減というふうになってございます。

なお、介護保険料につきましても、所得未申告の方につきましては、表5段階の基準額で賦課させていただいておりますため、申告勧奨を納入通知に同封させていただいたところでございます。説明につきましては、以上でございます。

○委員長（原田周一） これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

次に、健康児童課所管の地域子育て支援センター事業（令和元年度事業報告）（令和2年度事業計画）について説明を求めます。青山地域子育て支援センター所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） それでは、地域子育て支援センターの令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画について、先にお配りしました冊子によりご説明申し上げます。

まず事業報告でございますが、2ページをご覧ください。

2ページは、令和元年度に行いました事業の概要でございます。3ページから8ページまでが各事業の報告でございます。

戻りますが、3ページをご覧ください。

地域子育て支援センター事業の内容でございます。様々な方の協力を得て開催することができました。

4ページでございます。

4ページは地域子育て支援センターの利用状況でございます。来所される方の目的は主に3つだと思っております。1つは子育ての情報収集、2つ目は悩み相談、3つ目は親子の交流です。特に女性の場合、話をしてスッキリされることも多く、またそれも大事なことだと思っております。それで解決できればよいのですが、中には深刻な内容のものもございます。その場合は継続して話を聞いたり、必要に応じて関係機関につないだりして、適切な支援ができるように努めております。

次に、5ページです。

5ページは、「パパママハッピー」子育て家庭応援事業です。令和元年度の狙いの一つとして、男性の育児参加を促すきっかけをつくりたいと考えました。例えば男性の妊婦体験や「パパと待つ保育ルーム」などです。とはいえ、センターでも利用者の話を聞いていますと、今は特にコロナの影響もあり、子育てに関しての状況も家庭により様々です。例えばこのような状況の中で、お父さんが仕事がますます厳しくなって、子育てに関わる余裕なんてないという話もありますし、また出産間近のご家庭でも、お父さんが有給を使うと昇給に影響して取れるか分からないなどという切実な声も聞かれます。

しかし、一方でお父さんの在宅勤務が増えたことにより、お子さんとの関わりが増え

てよかったという声も聞かれます。このように、男性が育児参加といいましても、各家庭の状況は様々であることを私たちも理解する必要があると思っております。そのためには、子育て家庭の方の話を十分に聞くことが大事だと思っております。

大きな話になりますが、今後、コロナの影響もあり、働き方や子育てのことも世の中の価値感というものが大きく変わっていくことが予想されます。しかし、親が子を思う心は変わらないはずで、親が幸せを感じ、最終的には子どもが幸せに育つために何か支援ができればと思っております。

次に6ページでございます。

ファミリー・サポート・センター事業です。ファミサポは、子育てを助け合う相互扶助の活動ですが、援助してくださる方を増やすことが課題です。それに関しましても、先日、センターを利用されているお母さん同士の話の中に会員を増やすヒントがあるように思いましたので紹介します。

それは、母親同士で子どもを預け合いをしたら、気持ち的には気兼ねなく楽なんだけれども、お礼をどうしようかと悩んでしまうというような内容でした。それなら、よい意味でお金で割り切れるファミサポの利用をするのもいいかもしれないねというお話をされていました。

今まで私たちは援助してくださる方というイメージは、主に定年後の時間に余裕のある方だと思っておりましたが、それももちろん大切なのですが、今後は母親世代の方に援助する側とされる側になっていただく。両方会員になっていただくのも会員を増やし、ニーズに応えられるよい方法かもしれないと思い、これから検討していこうと思っております。

次に、8ページをご覧ください。

子育てサービス利用支援事業でございます。産後は特に産後うつに注意が必要と言われる時期です。令和2年度には母子保健事業と連携した妊娠・出産包括支援事業を展開します。産前産後のサポートに係る事業を通して育児不安の解消につなげていきます。産後うつに関するデータを見ますと、産後うつは10%の方に見られ、6カ月までに発症しやすいと言われております。産後うつによる自殺は、出産10万人に対して8.7人、虐待されて亡くなった子は0歳児が43%と言われております。産後うつや虐待は特別な例ではないとも言われております。産後のサポートとして、利用者支援専門員と保健師、助産師等が訪問や電話相談なども含め、連携し、センターを核とした総合的な支援をしていきたいと考えております。

次に、9ページをご覧ください。

9ページは、令和元年度の成果でございます。これは、今年の3月にコロナウイルスの影響でセンターのプレイルームが一時閉鎖となりましたときに、センターに登録されている方への見守りの電話をさせていただいたものです。一昨年のおお阪北部地震の際には、普段の約3倍の親子がセンターに集まって来られました。なぜかという、近所に知り合いがなく不安だということや、正確な情報が欲しいというのが主な理由でした。

今回もまた非常事態であり、しかも先が見えない中、幼い子を抱えた多くの方が不安を感じておられるだろうという思いから、取り急ぎできることとして電話をいたしました。グラフは、電話で話された内容を拾い上げてまとめたものでございます。聞き取りが目的ではなかったもので、サンプルとしては数が少ないのですが、子育て家庭の傾向が現れているのではないかと考えております。

傾向として読み取れることは、主に2つだと思います。1つは、親子のストレスを外出や話をする事で発散したいと思っておられること。2つ目は情報を得て安心したいと思っておられることなどがうかがえます。センターの支援もこのあたりが鍵になると考えております。

次に、10ページです。

10ページは令和元年度の課題です。課題としましては、大きく2つあると考えております。今後の子育て支援の在り方と新庁舎への移転についてです。

1つ目に孤立防止のためのより積極的な支援と書かせていただきましたが、今までは主に来所される方や電話をしてこられる方への対応が主でした。今回、コロナウイルスの影響によりプレイルームを閉鎖し、親子の様子が見えなくなりました。保護者から発信されないと、困っておられるのかどうかもよく分かりません。行動が制限されストレスがたまる状況の中では、虐待やDVが増加するとも言われています。しかも、今後、第2波、第3波が来ると言われています。ですので、このような状況が繰り返されると想定し、こちら側からの働きかけとして見守りや情報の提供をはじめ、求められる支援は何かを探り、形にしていくことが必要だと考えております。

新庁舎への移転です。移転した先でも、よりよいサービスを提供できるようにしていくのはもちろんなんですが、利用される方にとってはどうか、何が求められているのかを常に考えていきたいと思っております。

続いて、12ページです。

12ページは、令和2年度の事業計画です。コロナウイルスの影響を受けている中、

現在、センターも密を避けるため予約制で運営しております。プレイルームを閉鎖中の4月と5月には合計2回、センター利用登録者の家庭にポストインさせていただきました。内容は、何かあったときにいつでも連絡してもらうためのセンターの電話番号を書いたもの、それにメッセージ、ちょっとしたプレゼントなどです。受け取った方からは、不安を感じる中、うれしかったという声もいただきました。今後も状況に応じて、できる支援を考えていきたいと思っております。

最後に、新施設への移転に伴う子育て支援センターの運営について3点ほどお伝えさせていただきます。

1つは、現施設のお別れ会です。7月10日金曜日に今のセンターのお別れ会を開催します。密にならないよう事前予約制にし、1回につき5組程度とします。スライド上映により現施設の振り返りと新施設の周知の機会にしたいと考えております。

2つ目は、移転準備のための休止についてです。移転に向けた準備のため、7月17日金曜日を一般利用の最終日とし、7月20日月曜日から22日水曜日を一旦休止とさせていただきます。相談事業は引き続き行いまして、支援が途切れることのないように努めてまいります。

3つ目は、新施設のお披露目についてです。7月27日月曜日から31日金曜日の1週間に施設の見学会を実施いたします。これも事前予約制とし、午前と午後に分け、人が集中しないように配慮しながら開催したいと思っております。以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 今、非常に詳しいご説明をいただきましてありがとうございます。

その中で、コロナに関して、かなり情勢なり環境の変化があるように思うわけですが、特に所長もおっしゃっていました虐待の関係、そういった部分を未然に防止するために、何か様子をうかがうといったらおかしいですけども、事前にキャッチするような形で、もしそういうような兆候が見られたら、いち早く手を打つことが必要だろうと思います。

なおかつ、またアドバイザーとかカウンセラーとか、そういうような人の場合によってはお願いするのも必要かなと思うんですけども、そういうような虐待に関するようなことは今のところは発生していないでしょうか、特に目立った。

○委員長（原田周一） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 虐待に関しましては、健康児童課として支援センターと、

あと母子保健と協力しまして取り組んでいるところですが、このコロナ禍の中で心配されておりました子どもさんたちの状況につきましては、ただいまの所長からの説明もありましたように、また、まめに電話連絡等も取っていただいておりますし、幸いにも保育所に来られているお子さんもたくさんおられます。

その中で、保育所のほうも地域、家庭での保育にご協力いただいておりますが、孤立とか不安を抱えるお母さんほど支援センターを頼っていただいて、何かにつけ、ご相談をしていただいている状況にあるのかなというふうに思っております。それだけ、普段からの関係性をしっかりと築いていただいている結果かなと思っておりますので、今後も本当に全てのお子さんを把握できている状況が今現在、構築できておりますので、そういった中で漏れ落ちというか、目の届かないお子さんがいらっしやらないように、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 新施設もできて、新しいところで気分転換といいますか、いろんな中身の充実とかしていくためにも、今おっしゃったように、参加されている方については比較的、そういうような情報とか、あるいはそういうふうな雰囲気、めったにそんなことないということでしょうけれども、家で、ほとんど支援センターに来られないとか参加されない方については、できるだけ逆に呼びかけるとか参加要請するとか、そういうようなことも必要なのかなというふうに思いますので、いろんな取り組みをされていますけれども、今後もより充実した取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。松本委員。

○委員（松本健治） 今、所長から説明をいただきまして、熱のこもったお話ぶり、普段そうして仕事されているんだなという思いで、ある意味、感動をしました。そして、子育て対象世代から、お子さんでいうと違うかもしれませんが、小学校の再開をして2週間、今週で2週間目が終わるんですが、やはり地域にとって、ご家庭の大事なことなんですけれども、当然そうなんです、地域にとっても、宇治田原町にとっても、小さいお子さんがいらっしやるというのは非常に大事なことだとなつくづく思ひました。特に、今回、ああいう学校が休業という形がずっと長期間続きまして、新入生を知らなかって、何人かは知っていますけれども、地域にどれだけいるかというのが分からなかって、そして結局、荒木にとっては、久しぶりに6名のお子さんが入学されまして、今、元気に通っておられます。そういう意味で、非常に地域にとっても大事なことだなというふう

に思っています。

支援センターのお話いただいた中で、はじめにの中で、虐待と若干そういう意味では共通項もあるんですが、DVの関係が世界的にいろいろ言われています。本町で、このことはじめにの中で、書いていらっしゃるけれども、実態、状況というのは、そういうのでは可能性としては当然あるんだろうというように思いますけれども、何かそういう懸念としては感じていることはございますか、このDVについて。

○委員長（原田周一） 青山所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） DVに関してですが、統計を取ったわけではないんですが、お母様方の話の中からは、今のところ特にはないんですけれども、ただ日常的な不満だったりとか、いろいろの閉鎖中に出ましたときでしたら、ずっと家にいることのいらいらがあったりとかで、そういうおそれはあるのかなと思っているところなんです。ですので、その辺りを丁寧に拾って、これからやっていかななくてはならないと思っております。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 分かりました。

次に、利用状況の中で今年は利用者数が減っているということが出ておりますけれども、これは基本的にはコロナの影響がもろに出ているという、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○委員長（原田周一） 青山所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） そうです。3月は事業をずっと中止しましたので、2月末からですが。ですので、コロナの影響もありますが、またそれとは別なんですけれども、イベントの数も減らしたんです。それはなぜかと申しますと、先ほどから申していますように、日常使いで、日常のおしゃべりといいますか、お話をしに来られる方が増えたというのがうかがえました。ですので、イベントに参加されるというよりは、何も無い、イベントのない、普段の日に来たいというお声がたくさんありましたので、令和元年度はイベントの数を減らし、日常使いできるような場所にしようと思って、してみた結果こうなりました。ですので、一般利用割合の増加といいますとその辺りでして、一般という言い方はあれなんですけれども、お話しに来られるという方が増えてきました。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 分かりました。

一応、こういう状況の中、一般利用の方の率がちょっと上がっているということで、非常にいいことだなというふうに思いました。結局、いろんな思いで、例えば私がちょっと気になっていたのは、高齢者について巣ごもり状態の方が多いということで、一般質問でも、今回、こういう年代の話をしました。こういうお母さん方についてもやはり同様のことだろうというふうに思いますので、ぜひ広く開けていただいて、電話をしやすいようにするとか、そういう対応をお願いしたいなど、このように思います。

それから、次に、すみません。カウンセリングはそっちじゃなかったか。カウンセリングの関係で、5月、6月、9月、10月、11月が相談を受けた人が0というふうになっています。あとは1名ずつということで、この数字の評価はどのように、このカウンセリングの事業についてどういふように捉えられていますか。

○委員長（原田周一） 青山所長。

○地域子育て支援センター所長（青山晃子） おっしゃるように、この表の中ではカウンセリングを受けておられない月が幾つかあります。だからといって必要ではないとは思っておりません。必要であると思っております。なぜかと申しますと、ここにも書かせていただいたんですけれども、最後のセーフティーネットとしての相談の場でもあるかなと思っております。

ですので、日常にお母様方を見ていますと、わざわざ「相談があります」と言って専門家にかかるというのはとても敷居が高いことであります。まずはスタッフなり私たちにお話をされまして、先ほど申しましたように、この方の悩みは私たちでは解決できない、専門家につなぐ必要があると思ったときに、臨床心理士を紹介させていただいたりつないだりしております。全くこれがない、臨床心理士によるカウンセリングがなかったら、私たちも次、どこにつなごうかというときに、やはり必要かと思っております。相談のない月は、私たちも話を聞く機会が増えましたので、そのときにスキルを磨くために、このように、こういうところを気をつけて聞いたほうがいいですよとか、ケース会議にしたりとか、そういう活用をさせていただいておりますので、必要だと考えております。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 数が多いといいわけではないので、そういうふうに活用されているのはいいことだと思います。特に職員の対応がどういふふうに行われているかというのが、やはり非常に難しいところだと思いますので、職員のスキルアップにそういう月は活用をされているということを今、お聞きしましたので、それは結構だなというふうに思い

ます。

最後、10ページで新庁舎の話も出ておりましたけれども、これから、今まで川向こうでいらっしやったんで、そんなに疎外感はなかったかもしれませんが、新庁舎の場合、ある一体の感覚で対応されるということで、これから移転も良い機会になるんじゃないかというふうに思います。ですから、他の部署との連携、連絡、利用者をさらに増やすように、そういう中で図っていただきたいというふうに思います。これは最後、あれです。

○委員長（原田周一） ほかにございませんですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項について終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の各議案審査及び令和2年度第1四半期の執行状況報告並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、入れ替わりのため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時25分

○委員長（原田周一） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めます。

ここで、教育長からご挨拶の申し出を受けておりますので、お受けいたします。奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 失礼いたします。一言ご挨拶を申し上げます。

ご存じのように、新型コロナウイルスの感染によりまして、長期間休業しておりました小・中学校も6月1日に開校いたしまして、再開いたしまして約2週間が過ぎようとしております。子どもたちも感染拡大に注意しながら、学習に、そして運動に取り組んでおります。教育委員会といたしましても、できる限りの支援をしまいたい、そのように思っております。

なお、昨年来から委員さんには大変ご心配をおかけいたしました総合文化センターの駐車場敷地の件でございます。お一人の地権者の方には町が購入ということで協力をいただきまして、もうお一人の方には長年お借りいたしておりました土地をお返ししたところでございます。なお、お返ししましたスペース分、減少分でございますが、一段上の交流広場を整備し、従来の駐車場をほぼ確保したところでございますので、報告をさせていただきます。

本日は、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

日程第4、第1四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

各課より、変更箇所について説明を求めます。

まず、学校教育課所管について説明を求めます。岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） それでは、学校教育課に係ります第1四半期の事業執行状況変更後についてご説明を申し上げます。

今回の変更要因につきましては、主にコロナ感染の拡大によります影響があったものでございます。順次、ご説明を申し上げます。

まず、小中一貫教育推進事業費でございます。こちらにつきましては、早い時期から意見交流会、保護者等の意見交流会を行ったものを基にクリエイト会議、専門部会を開催する予定をしておりましたが、この交流会ができなかったために、後の次期以降ということで延期をさせていただいております。また講演会、それから視察等につきましても時期を改め、2学期以降にしていきたいというふうに考えております。

ただ、できるものをできる形でということで、協議内容によりましては専門部会の開催もできますし、また委員全体での研修会も可能なものにつきましては、先に先行して行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目、寺子屋うじたわら学び塾運営事業費でございます。こちらにつきましても、夏季休業が短縮をされるということで、例年どおりの日程が組めない状況でございます。先日6月10日に運営委員さんとともに企画調整会を開催いたしまして、本事業につきましては、できることをできる形で子どもたちには機会を与えたいという内容に落ち着きましたので、7月初旬には募集をかけていきたいというふうに思います。

ただ、まだ学校の課題状況が、夏休みの課題の出し方についてはまだ不透明な部分がございますので、それを受けた形で第2弾の募集も行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、3番目、小中学校長寿命化計画の策定事業でございます。こちらにつきましては、6月中旬、入札を予定しておりましたけれども、学校の保健、特に衛生関連の事務や補正関係が入ってきたために事務の関係が遅れたものでございます。7月初旬には入札のほうを考えております。

続きまして、小中学校校内通信ネットワーク整備事業でございます。こちらにつきましては、もともとGIGAスクール構想で、本年度はネットワークの整備ということで、後につきましては、令和5年度までに端末を整備して1人1台ずつというようなことでございましたけれども、このコロナの影響によりまして、学習保障ということで、国のほうから全て事業を前倒しにしていまいりました。その関係上、今年度に全学年を対象に、本年度に限り、端末を整備したのに対して補助するというようなことになりましたので、そのような事務手続きも踏まえまして、端末を入れるものも見通してネットワークの整備に入りたいということで、1か月強ほど公告、入札を遅らせたものでございます。私からは以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 3番の小中学校長寿命化についてちょっとお伺いしたいんですが、これ統合ということで、小学校については、いずれまた用途の関係については別途改めてということになるんですが、取りあえず長寿命化ということに対しては、恐らく耐震対策は既に終わっておりますし、長寿命化に対しての今後の検討とそれの施工に入っていくわけですが、そこら辺も含めて、1回、長寿命化やりましたよと。そしたら、使用目的、5年先ぐらいになるんでしょうけれども、それにおいて、またいろんな形で長寿命化なり耐震なりやっていかないかん。

いずれにしても小出しにじゃなしに、やはり将来も含めてマスタープランを立てていただいて、その中で今回はこんな長寿命化をやりますよとか、そこら辺の考え方を整理していかないと、やはり今後5年、10年を見たときに、どうあったのか、無駄な金を使ったんじゃないかと。こんなようなことも将来的には出てくる可能性もありますので、そこら辺を少し考え方の中で整理していただいて、取り組んでいただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） この長寿命化計画につきましては、公共施設との総合管理計画に基づきまして、本年度中までに施設ごとの長寿命化計画を立てるところに

において、今回は学校施設の老朽化状況の実態を把握するという調査計画を立てさせていただいたものでございます。確かに流れの中で小中一貫教育を行っていくということにおきましては、今現在、費用も含め、調査が必要かということにはなるのかもしれないんですが、今現在における法律においての調査という位置付けでございますので、今後の調査についてはしっかりとやってきた上で、今現在は調査のみの委託となっております。計画策定につきましては、こちらのほうの自前で立てさせていただくということで検討しているところでございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） じゃ、今の計画策定事業費として260万ということではありますが、これは一応、計画策定については委託費に含めないということで当初予算のときには伺ってきたわけですが、それはそのとおりなんですか。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） こちらについては、必要な実態調査を把握するための調査費用ということになります。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） じゃ、具体的に長寿命化、こういうふうなことをやりますよというのは、次の段階で具体的な提案をしていただけるということでもいいんでしょうか。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） その実態調査を基に計画を立てるということになります。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 今の段階ではどういうふうなことをやるかというのは、一切白紙の状態ということでもいいんですか。ある程度、こういうような想定をしながら、こういうようなところはこういうふうにするよとか、何かスケジュール的なもの、青写真みたいなものはあるんですか。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） いわゆる調査を受けた段階で、本来、このままこの施設を使うということであればそれぞれ大規模改修にして、その外壁であったり内装であったりというようなものをランクごとに分けて、町が修繕等行っていくような計画が立てられるものだというふうに思っております。ただ、今現在では、先ほど申し上げましたような小中一貫教育の関係もございまして、その施設の跡地利用の件も含めた計画につきましては、また学校教育のみならず、総合的な施設の管理に関する検討という形に

なっていくと思います。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 当初予算では、国、府の補助というのでなしに単独という形で予算計上されておりましたよね。ですから、こういうような内容のものが、このタイミングでどうしてもやらないかのかどうかというのも、今、この話をするのおかしいかも分かりませんが、その辺の疑問も湧くわけですが、そこら辺はやはり冒頭言いましたように、長期ランニングで全てを想定しながら、将来のことも含めて、今のタイミングではこういうことでとどめておく、将来はこうやる、何かスケジュール的な大日程みたいな、何かそんなものの中でやはり提示してもらったほうがいいと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんですか。

○委員長（原田周一） 野田部長。

○教育部長（野田泰生） 先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、今回の調査につきましては、あくまで上位の施設の総合管理計画に基づいてやる必要がありますので、一旦これをベースにして、今後、十分活用できる資料として調査を行いたいと思っておりますので、今回につきましては一旦調査を行いまして、あとは総合的な今施設の中で議論をする中で、次のステップの計画はまた立てていきたいなと思っておりますので、基本的な調査をさせていただきたいということで考えております。

○委員（垣内秋弘） はい、結構です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特にないようでございますので、学校教育課所管の質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管について説明を求めます。清水社会教育課長。

○社会教育課長（清水 清） それでは、私のほうから、令和2年度第1四半期の事業執行状況変更部分について述べさせていただきたいと思います。

まず、2番目の総合文化センター改修事業費でございます。

総合文化センター、さざんかホール等の空調設備の更新工事につきまして設計の委託入札の関係でございますが、この間の新型コロナウイルス等の関係もございまして、設計等の協議ですね、そっちの時間が要したということもございまして、5月中旬に予定しておりましたけれども、6月中旬に入札のほう執行していきたいということでございます。

続きまして、3番、放課後児童健全育成事業費でございます。こちらにつきましては、先の5月14日の町議会臨時会におきましてご可決いただきました補正予算につきまして、コロナウイルス感染防止対策の關係の予算を6月の中旬を目処に、例えば非接触型体温計等の購入でありますとか消毒液の購入、そういったものを、まず購入できるものから速やかに購入いたしまして、各学童施設のほうに配備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

現在、こちらの非接触型体温計、また消毒液等につきましては、配備のほうは完了しておるところでございます。それ以外に空気清浄機等も予算として上げさせていただいておるんですが、現時点ではまだ品物のほうが届いていない、まだ品薄ということもございますので、購入でき次第、そちらも購入に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。私のほうからは以上でございます。

○委員長（原田周一） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 今の説明の中に入っていないんですけど、関連してちょっと教えていただきたいんですが、4番の東京オリンピックの、これ延期になりましたが、ここに書かれている案内板の作成ですね。スタッフのユニフォーム、こういったものについて今年度の中でやり切るということでいいんですか。それとも、これはもう来年度に回すというのであれば、オリンピックと一緒に1年延びたよということであれば、削除するなりしておいたほうがいいと思うんですけども、そこら辺の方針というか考え方はどうなんですか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） ご質問の件でございますけれども、皆さん、ご承知のとおり、オリンピックの時期につきましては発表がございましたが、聖火リレー等の時期についてはいまだスケジュールが決まっていない段階でございます。そういった段階におきまして、いつの時期から準備のほうもできるかというのはまだまだ不透明な部分もございまして、ちょうど1年延長という中で、去年と同じようなスケジュールで進んだというふうに仮定いたしますと、今年度には案内看板でありますとかスタッフユニフォーム、またキャップ等の購入も事業としては執行していけるのではないかなというふうに、現時点では考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） オリンピックを簡素化して、できるだけ節約しながら、金のかから

んような形でやろうかという話もございますし、そういった部分では、いろんな聖火リレーについても今後の中で、地方といいますか、各地区の聖火リレーについてももっと簡素化してやれとか、いろんなものが出てくると思う。それをタイムリーに、やはり吸収していただいて、対応していただけるようにしていかないと、全てが全て当初どおりというわけじゃないと思うんで、その辺も含めて、機敏な対応をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですので、社会教育課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第1四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

日程第5、各課所管事項報告についてを議題といたします。

社会教育課所管の総合文化センター等施設利用の減免規定見直し等についてを説明求めます。清水課長。

○社会教育課長（清水 清） それでは、総合文化センター等施設利用の減免規定の見直し等につきまして、お手元にごございますA4ホチキス止めの資料によりまして、説明をさせていただきますと存じます。

まず、1番目、見直し等の背景でございます。

こちらにつきましては、以前にもご説明を申し上げたところでございますけれども、3つのものの要素がございます。

まず1つ目につきましては、「高齢者学び応援パスポート事業」というものを実施してきておりまして、こちらにつきましては、内容といたしましては、65歳以上の高齢者の方につきまして、施設利用の10割減免でありますとか、総合文化センター主催事業のチケットの5割減免、それから総合文化センター設置及び管理に関する条例につきましては、障がい者及び高齢者、こちらは60歳以上の方につきまして3割減免ということで規定をしております。

もう一つでございます。都市公園条例施行規則におきましては、障がい者及び高齢者、こちら60歳以上につきましては10割減免ということで、この中で見ていただいても、2つの基準が同じ対象者に向けて混在している状況でございます。つきまして、減免規定等につきまして、利用者等の意見をお聞きする中で見直しをしてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2番目の高齢者の利用状況でございます。

前回、1月の常任委員会での報告では、平成30年度の数値でご報告を申し上げたところでございますけれども、令和元年度の数値のほうがまとまりましたので説明をさせていただきます。

既に報告をさせていただいております平成30年度の数値と大きな違いはございませんでした。表のほう、左から順番にいきますと、施設の名称、それから1年間の利用回数、また利用時間、10割減免をする前の利用料の算出値、そして参考といたしまして5割減免をした場合の利用料、最後に5割減免利用料を総利用回数で割った数値を掲載しておるものでございます。

まず、順番に上からいきますと、体育館のほうでございますけれども、こちらはバドミントンを1つのグループで、また卓球を1つのグループで、卓球室のほうで使っておられまして、一番右の回数当たりの金額でいきますと575円。次の住民グラウンドでは、グラウンドゴルフを12のグループで使っておられまして、回数あたりは1,045円。テニスコートでは1つのグループで使っておられ、回数あたり750円。また住民プール、トレーニングセンター、トレセンにつきましては個人利用で、特にトレセンのほうですね、トレーニングルームの利用としましては、対象者は38名でございます。その中でもほぼ毎日利用されているヘビーユーザーの方、こちらにつきましては4、5名おられるということでございます。総利用回数、数値は大きいですが、利用者としてはただいま説明したようなとおりでございます。

回数あたりはそれぞれ住民プール86円、またトレセンのほうは150円ということで、5割減免で考えましても、1人当たりの利用料は大きく課題であるということは、この表からは感じ取れないところではないかというふうに考えてございます。また、総合文化センターにつきましては、令和元年度におきましても3割減免が使われた実績はございませんでした。

続きまして、利用者等のヒアリング結果ということで、こちらにつきまして説明をさせていただきます。

高齢者と高齢者以外の一般利用者に対しまして、総合文化センター並びに社会体育施設の利用料を無料とした場合の良い点と、また課題や問題点についてそれぞれ聞き取りを行わせていただきました。資料にございます、網掛けをした部分でございますけれども、こちらにつきましては、1月に報告をさせていただいた以降にお聞きした内容を網掛けで表示しているもので、主なものとなっております。

まず、良い点ということでは、高齢利用者の場合でしたら、「運動する機会が増える」と、「利用者間で親睦交流ができる」という意見がありました。すみません、次のページをお願いしたいと思います。高齢者以外でございます。一般利用者につきましては、「使用する回数が多くできる」という意見をいただきました。

また、無料で利用できることの課題や問題点といたしましては、「個人利用の増加により器具を使用することが難しくなる」という意見が、また一般利用者につきましては「取りあえず予約して押さえておくという方がいる」、また「無料であることにより、利用料の変更、値上げが反映されないことに疑問を感じる」、「無料で土日に利用する人がいるので、利用するなら土日の利用を遠慮すべき」、「利用者の増加により、待ち時間が増える」との意見があったところでございます。また、総合文化センターの利用者では、「維持管理のコストや文化協会減免とのバランスを考慮すると、一定の額、5割程度を高齢者も負担すべき」という意見をいただいたところでございます。

次に、4番目でございます。

スポーツを始める機会の新たな提供といたしまして町で考えておりますのが、高齢者・障がい者トレーニングカード、こちらにつきましては、トレーニングルームで5回利用していただきましたら1回無料、こちらのカードの新設ですね。それから、高齢者、障がい者を対象に期間限定でトレーニングルームの無料券、四半期ごとに無料券を発行するというようなことで考えておまして、高齢者、障がい者がスポーツを始める機会の提供、またそういったことを積極的に展開していきたいというふうに考えておるところでございます。

5番目ですね。

見直し等の方向性といたしましては、1月の文教厚生常任委員会で報告をさせていただきましたから、さらに聞き取りを行ったところでございますけれども、使用料を無料とすることにより体育施設の利用促進につながるという意見がある一方で、仮押さえなどにより予約が取りにくくなる。また、無料利用により利用者が増加し、トレーニング器具を使用する際の待ち時間が増えた。あるいは無料利用に疑問を抱かれるといった利用者の声も多く聞かれたところでございます。

町といたしましては、高齢者が気軽にスポーツに親しむ機会を積極的に提供するとともに、誰もが利用しやすい体制の整備を図るためにも、利用料につきまして、一定の利用者負担が必要であるというふうに考えてございます。

6番目でございます。

施行予定日及び周知でございますが、令和3年4月1日に施行のほうを予定してございます。そして、本年の9月議会を目処に改正条例を提案させていただき、施行日まで見直し内容を周知してまいりたいというふうに考えてございます。

次のページをお願いいたします。

7番、減免規定の見直し内容でございます。

まず、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例と、宇治田原町まよま交流館設置及び管理に関する条例につきましては、障がい者及び高齢者（60歳以上）の福祉の増進を図るものを、高齢者の年齢を60歳から65歳といたしまして、減免割合につきましては3割から5割に改正したく考えております。

それから、宇治田原町高齢者のスポーツ活動を推進する条例につきましては、高齢者の年齢を60歳から65歳といたしたいと思います。

そして、宇治田原町都市公園条例施行規則につきましては、まず網掛けの部分でございますけれども、町または教育委員会が助成する団体が使用する場合、団体が使用する行事または大会まで減免の適用範囲を拡大いたしまして、「障がい者及び高齢者（60歳以上）の福祉の増進を図るもの」を、高齢者の年齢を同じく60歳から65歳といたしまして、減免割合を10割から5割に改正したく思っております。

また、高齢者学び応援パスポートにつきましては、廃止といたしたく思っております。

これまで、皆様から頂戴いたしましたご意見なり利用者の声を基に、ここでポイントを整理させていただきたいと思うんですけれども、利用者の中で親睦交流ができるというご意見につきましては、先ほど説明しました都市公園条例施行規則に、町または教育委員会が助成する団体が使用する場合、団体が主催する行事または大会まで減免の適用範囲を拡大することによりまして、例えばグラウンドゴルフでありますとか卓球、バレーなどで使用する場合には10割減免となる改正を盛り込むことによりまして、利用者相互の親睦を図るきっかけにさせていただきたいというふうに考えております。

また、利用促進になる、健康維持につながるというご意見につきましては、トレーニングカードやトレーニングルーム無料券の発行によりまして、スポーツを始める機会の提供、またスポーツを続けていただけるような工夫をしていくことで、利用促進や健康維持につなげていきたいと思っております。

逆に、利用人数が増えて待ち時間が増える、せめて半額料金を払って利用すべきというご意見につきましては、先にご説明をいたしました規則などの改正によりまして対応してまいりたいというふうに思います。

また、有料利用者が施設の予約を取りにくくなる、取りあえず予約をしておく方がいいというご意見につきましては、キャンセルの申し出の徹底を図り、応じられない場合、ペナルティー等を科すなど対応してまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、高齢者のみならず施設の利用者の誰もが利用しやすい体制の整備を図ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○委員長（原田周一） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） ちょっと確認しますが、宇治田原町の都市公園条例施行規則の中の、新しいほう、（１）の「町又は教育委員会が助成する団体が主催する行事又は大会」、助成するということになっておりますが、この解釈というのは具体的にどのような団体か、ちょっと教えてください。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 具体的には老人クラブ連合会でありますとか、各支部に助成をこちらのほうから行っております。あるいは身体障害者協会、そういった団体にも助成を行っておるものでございますので、老人クラブ連合会でございますと、例えばグラウンドゴルフ、そういったものを月例で行事として行っておられる場合につきましては、10割減免の適用をしまいるというふうに考えてございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 今のお話でいきますと、連合会とかは助成するよと。各地域にクラブとか愛好会とかもございますね。そういったところについては、じゃ従来とは違った形でということになっているんですけれども、その辺の範囲はどうなんですか。それも含めるということですか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 先ほども申し上げましたが、各支部のほうにも助成金のほうは町のほうから出ているということでございますので、そちらも対象範囲に入ることです。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） それと、令和4年には新庁舎のところ、新都市公園が完成するわけですね。ここら辺も公園という形で多目的広場に恐らくなりますと思うんですが、そこら辺の規制について、その公園なんかも含めてという考え方なんか、いや、あそこはま

た別途という捉え方をしているのか、どうなんですか。

○委員長（原田周一） 野田部長。

○教育部長（野田泰生） 現状におきましては、そのの庁舎横に整備予定であります公園につきましましては、都市公園ということで位置付けがされれば、基本的には本条例に該当するものと考えておるところでございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） じゃ、同じ条件ということで捉えていいわけですね。

○教育部長（野田泰生） はい。

○委員（垣内秋弘） 結構です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方。

垣内委員、もう一度。

○委員（垣内秋弘） 以前の定例会の以降に意見を聞いたということで、網掛けの部分、この辺は具体的に言える範囲で、どういうようなところから、何かパブリックとか、いや、ある程度意見聴取できるだけしたとか、どんな場においてこういった意見が出ているのかちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） グラウンドゴルフにつきましましては、住民の方でも相当多くの方にご利用いただいているということもございましたので、聞き取りの中で、グラウンドゴルフ協会の役員さん3名の方にもご意見をいただく中で検討をして、こういう改正を盛り込んでどうかということで今回、提案をさせていただいたものでございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） しつこいようですけれども、グラウンドゴルフ協会の方のみですか。もっとほかの、多目的にいろんな意見を尋ねたとかやなしに。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 先ほどご説明いたしました、もちろんグラウンドゴルフ協会だけではございませんし、ほかでいいますと、以前にもご説明しましたけれども、総合文化センターでありますとか体育施設の運営委員会、あるいは教育委員会、社会教育委員さんも含めて、利用者の方にできるだけ多くの方に聞き取りをした中で判断をさせていただいたものでございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） この件は経過のある内容でありますから、そのときには継続すると

いうことになったんですけれども、一応、間にコロナの関係がありまして、実質、利用もできない間が多くあったわけで、こういう中で、また見た感じでは同じパターンでこの網掛けの部分というのが、それぞれ高齢者とそうでない人、それからそのときの反応がどうだったかというようなやり方を、このときの以降の取り組みについてのヒアリングの結果ということで示されている。

これは、言いましたように、その分母によっても違いますし、それから本当に対象によっても全部違うわけですよ。これは事務局として、そのように、こういう結論に、このように皆がうちの方向性というふうでなったんだらうというふうに思いますけれども、事務局のほうで出された内容は、当然そういうようなのが拾い上げられた内容で示されたんだらうというように私は思っています。

この中でも、モラル向上をすることによって、そういう対応によって、例えば仮に取っておいて、無料利用する場合にはそういう人が増加して、モラルが非常に低いということを言われましたけれども、こんなことは別に対応される問題であって、同じことをまた出ているわけですよ。

私は、基本的には、金を行政が財政問題がこういうことを、住民が施設利用料を取る必要があるから出されているのか、それとも、私は健康、特に高齢者だとか、この中には障がい者のことも入ってますけれども、高齢者の健康によって、こういう提供することによって参加者も増え、体も動かし、閉じこもりがちな高齢者がこういうことによって健康になっていくという、こういうことであるべきかなというふうに思うわけです。だから、この前の議論の中で、こういう内容の出し方というのはいかがなものかということとは申し上げていたわけですね。

だから、同じことを、これだけ期間が経過した中で同じような内容で、出し方も含めて出されてきて、同じ方向性がある意味で出されている。この辺はちょっとどうなんかなど。この時期で、この段階でまだこういうことを、来年の4月を設定して出されているということは、私にちょっとどうかな、納得がいかなと思います。

こういう出し方で、以前ちょっとややこしい問題が起こって、本当にこの委員会でも賛否が拮抗する中で、そういう中で継続しようということになったんですけれども、同じような内容で、期間たっただけで、そのまま出してこられたような感じしか思いませんので、私はちょっといかがなものかなと。

先ほど言いましたように、行政として金を住民から取りたいと、こういうところに利用負担を増やしてほしいと。こういうことなんか、本質的なことは僕は健康やと、こう

いう増進のためにあるわけですよ、施設利用させてもらっているわけですよ、提供しているわけ。だから、そういうことから考えたら、こういう出し方というのはちょっと基本的におかしいな、そう思います。何かありましたら。

○委員長（原田周一） 野田部長。

○教育部長（野田泰生） ご意見いただいたところに聞きますと、確かに町といたしましても、基本的には障がい者、高齢者の方につきましては、スポーツのできる機会を多く推進するよという思いはもちろん第一にありまして、今回、この資料を作っている中では、また利用者、されている意見をこのように列挙させていただきましたけれども、基本的にはここに書いているとおり、もちろん賛成の意見もありますし、10割減免について賛成の意見もありますし、いや、ちょっと考えるべきではないかという、もちろん両方の意見がありますので、基本的にはこの意見の一つ一つを取って結論に結びつけることは、確かに委員ご指摘のとおり難しいとは考えております。

資料の中での表し方が若干足りなかったかなと反省する部分はあるところではございますけれども、この資料の裏面、5番のところで見直しの方向性ということで書かせていただきましたけれども、基本的には町が思っているところは本当に最後の2行のところ、こちらのほうで、基本的には高齢者がやはり気軽に楽しむ機会というのは積極的に提供しなければならないという思いは変わらず持っております。

今回、見直しに至った経過の中では、もちろん基本のところには、今、委員のほうからもご意見をいただきましたけれども、行政改革の部分も根底には持っている部分がございます、以前に作成されました宇治田原町の受益者負担等の見直しということが町としても策定されておりましたので、今回、いろいろ横並びで減免関係を見ますと、町の中の条例においても減免率がばらばらであったり、あるいはまた近隣市町の取り扱い等もいろいろ調べる中では、やはり一定高齢者の方には負担を強いることにはなりませんけれども、一定の負担を強いる中で、基本的には引き続き高齢者の方にも利用は促進できるようにやっていきたいという思いを持っておりますので、今回につきましては、根底、基礎のところには受益者負担等の見直しを行うべきという判断が入っていたということでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） そういう部分からいうと、この関係だけじゃなくて全体的な問題があるわけでしょう。その取っかかりとしてこういうことを取り組みたいということになるわけですか。

○委員長（原田周一） 野田部長。

○教育部長（野田泰生） 今回の減免率を見ている中では、もちろんこの行政改革の所管であります企画財政課のほうでも、この辺のほうにつきましては協議いたしまして、大体、町の中での今、減免の関係で横並びで見たときには、基本的には今回、改正させていただくと、町内におきましては、ほぼ一律の考え方で減免率の設定ができるのではないのかなと考えているところでございますが。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） それやったら、それで全体的な内容なんで、個々で議論する内容じゃないじゃないですか、そういうスタンス、基本的なことを持つんなら。それやったら、全体の中でも、この分母だけじゃなくて、全体の議論でなってくるんじゃないですか、そういう話になんですか。

○委員長（原田周一） 野田部長。

○教育部長（野田泰生） こちらのほうが遅れていたという状況でございまして、基本的には今回の見直しをすることによりまして、ほぼ町内のほうも考え方が統一できるというところでございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） だから、そしたら少なくとも含めて、全体的な中でそういう議論をしていかんと、それぞれ個々にやるような話じゃないんで、我々として総合的に判断するという、そういう形になるんですか。それなら、ここだけで議論するのはおかしいじゃないですか。

○委員長（原田周一） 野田部長。

○教育部長（野田泰生） すみません。今回改正する案件といたしましては、教育委員会ということで本委員会の所管ということでお願いしている状況でございますけれども、目途といたしましては夏頃できればとは考えておりますけれども、基本的にはその辺の町全体の分かるような資料等も今後また提出のほうはさせていただく中で、全体を見ていただければなと思っております。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） いやいや、全体として議論するならば、もう一度出してこられたらいいのかもしれませんが、これは全体の議論ですから。ただ、ここだけで、それでまた進めるのは、それじゃおかしいじゃないですか。それを言うているわけです。それで、ここでやってもしょうがないから、それぐらいにしておきます、ずっとそういう思いが。

それと、基本的に利用者がやはり増加するとか、こういうことについては僕はええことやと思うんです。だから、高齢者がそうやって利用者が優遇されて増えるのは、そうでない人から見たら、これはちょっと不満そうな書き方しているでしょう。それを社会教育としては、その状況を出しておられる。根拠のところ。こういう利用の仕方というのはおかしいでしょう、こんな内容というのは。僕は増えるべきやと思うんですよね、利用者が。そういうことを状況をつくり上げていく、そういうことが大事なんだと思います。以上です。もういいです。

○委員長（原田周一） 回答はよろしいですか。

ほかに。山本委員。

○委員（山本 精） 私も今、松本さんの話を聞いてまして、確かに高齢者が参加しやすいような形でずっと考えられてきているわけですから、それをこんな形で、負担を強いるということであれば、今後やはり減るということも考えられますね。今、こういうことを出してくるといのはなぜかなというふうに、僕もそういうように思いました。

○委員長（原田周一） 回答はよろしいですか。

○委員（山本 精） 回答はいいです。

○委員長（原田周一） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和2年度第1四半期の執行状況報告並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 一つだけお聞きしたいんですけれども、今、高校生のバス通学の通学費が、ほとんど所得制限がありますけれども、全額負担になっていて、コロナ禍で要するに4、5、この間、利用されていないというのはほとんどだと思うんです。それが今度、6、7、8の中ほどまで、8月までなるということで、その辺の負担を、通学助成をそこまで延ばしてほしいなというふうに保護者の声を聞いているんです。その辺は教育課の考え方はどうなんでしょう。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本年度につきましては、7月まではこれまでの状況で補助

をさせていただく、8月以降、補助率を変えてということでございます。今、仰いましたように、今回につきましてはコロナ禍の影響ございまして、確かに4月、5月につきましては登校されていない高校生さんが多いというふうに思います。ただ、今まだ申請を受け付けしておりませんので、どれぐらいの方が例えば定期を購入されたのか、払い戻しをされたのか、授業等学校へ行かれたのかということも全くもって不明な状況でございます。まず、第1回目の申請ですね、8月にお受けをさせていただいた状況をちょっと見ながらの今後の判断ということにさせていただけたらというふうに思います。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） ということは、今言うた形でのやつ等も含めて考えていくということもあり得るという、理解していいですか。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） まだちょっとそこまでは、一定2学期から8月以降も新制度というふうなことでご案内もさせていただいておりますので、また、今の通学費と、コロナによるいわゆる補助ということとはちょっと切り離して考えていくべきかというふうに思いますので、あくまで1学期の状況を見た上での判断ということにさせていただければと思っております。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） できる限り、期間を増やしていただけるように考えていただきたいというふうに思います。ここだけで話できるという問題ではないと思いますので、またよろしくお願ひしたいと。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） それでは、当局のほうから何かございますか。奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 一つ報告させていただきます。

本日の新聞にも掲載されましたが、井手町に建設中の支援学校でございます。昨日、京都府のほうで発表がございまして、令和3年4月の開校を目指して工事中でございますが、当初から懸念されておりました軟弱土地の地盤改良の工事が予想以上に難航したと。それにより工事が遅れたこと、またコロナウイルスの感染症により設計業者がテレワークによる作業をしなければいけないようになったというようなことで、6か月以上の遅れが予想され、開校を1年延期して、令和4年4月にするというふうな発表がございましたので、ここで報告させていただきます。以上です。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

次に、日程第6、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） ないようですので、当局から何かございますか。

事務局のほうございませんですね。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、日程第6、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件、また第1四半期の事業執行状況所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。また、当局におかれましても詳細な説明、資料作成等、ご苦労さまでございました。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、新型コロナウイルスの対応等により大変な状況ではありますが、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、検案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては第2四半期の執行状況の報告を願う予定としております。7月14日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時21分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 原 田 周 一